

第5回 中小企業における個人保証等の在り方研究会 議事要旨

○日時：平成25年3月14日(木) 14:00～16:00

○場所：経済産業省 別館4階 435共用会議室

○出席者：山野目委員（座長）、内池委員、大西委員、片岡委員、加藤委員、黒島委員、小林委員、須賀委員、菅谷委員、関戸委員、多胡委員、田村委員、中村（高）委員、中村（慈）委員、中村（廉）委員、藤原委員、松嶋委員、山田委員、山本委員、金崎委員（代理）

○議事概要

関戸委員、藤原委員の事例報告（配布資料1、資料2）の後、個人保証の契約時と契約後（私的整理局面）の課題解決に向けた政策的出口の方向性について、事務局から4つの論点（①個人保証に依存しない融資の促進、②個人保証を不要とする基準、③適切な保証金額等の設定、④保証債務の履行基準）を提示し、それについて自由討議が行われた。自由討議の概要は以下のとおり。

【政策的出口の方向性全般について】

（委員）

ノンバンクの場合、定量要因に加えて定性要因を補完的な考慮要素として融資審査を実施しており、例えば、バランスシートの小さい企業については主に経営者の経営姿勢を重視しているため、「個人保証が融資慣行として定着している」とか「個人保証への依存が目利きを重視した融資を阻害している」といった考え方には違和感がある。

（委員）

事業継続に最低限必要な個人資産は、保証履行の対象から除外して個人の手元に残しておくのではなく、保証履行により会社の資産に移すべき。

（委員）

保証に依存しない融資の促進に際しては、中小企業のニーズ等を考慮せず、個人保証の機能を代替する融資手法の活用件数だけが着目されると、本研究会の目的から乖離するおそれがある点に留意すべき。

（委員）

企業と経営者等との区分・分離が明確化されていることなどを、個人保証を不要とするための要件とする場合であっても、それは必要条件であって十分条件ではない。また、こうした要件が、融資時点だけでなく、将来に亘って充足されることを貸し手が確信できる必要がある。

(委員)

個人保証の負担感を軽減するため、資産状況の表明保証を前提として保証金額を保証人の融資時の資産の範囲とするとの考え方もあるが、事業継続中の法人・個人間の資産の移動の把握は困難であり、かつ、貸し手借り手双方の負担が大きいいため、保証は保証人の保証履行時の資産の範囲内でしか履行できないことを契約時に借り手に説明する方が現実的ではないか。

(委員)

保証契約時に表明保証までして保証金額の最小化を図る経営者は少ない。実務的には、保証契約の内容を「保証金額は期限の利益喪失時点の資産の範囲内とし、喪失日以降に発生する収入には及ばない」とする処理も行われている。これにより、複数の債権者に対する債務の合計が保有資産を超過する問題についても対応可能である。

(委員)

前述の提案は有意義だが、そもそも中小企業から個人保証を取る理由は、ガバナンスや情報の非対称性といったその経営実態にあるため、こうした問題が解消できる停止条件付個人保証は有効ではないか。

(委員)

公的整理スキームへの本報告書の内容の反映も検討すべき。

(委員)

ガイドラインを検討する場合、個人保証債務の整理だけを内容とするのではなく、中小企業版の私的整理ガイドラインの中に保証債務の処理プロセスを織り込んだ方が適切ではないか。

(委員)

個人保証に関する問題は法的整理とも共有しているので、ガイドラインの対象を私的整理に限定すべきではない。

【個別論点①：個人保証に依存しない融資の促進】

(事務局)

「個人保証に依存しない」という考え方から更に踏みこみ、「個人保証を補完的なものと位置付ける」という考え方の醸成を図ることについて、どのように考えるか。

(委員)

個人保証の必要性は十分認められており、個人保証は補完的な役割を担うという考え方は現実的でない。

(委員)

信用金庫の融資先は財務体質が非常に脆弱な零細企業が中心であるため、経営の規律付けと信用力の補完のために個人保証を取ることが基本となっており、財務内容等に鑑み例外的に保証を外すことも検討可能であるといった程度であるため、個人保証は補完的であるという考え方には大きな違和感がある。

(委員)

本研究会は現在の融資状況を是認するのではなく、その弊害への対応を検討する場であるため、個人保証が抱える弊害の解消を通じて、個人保証を補完的な役割と位置付けるような認識の醸成を図っていくべきである。

(委員)

個人保証が定着している背景の一つには、適切な企業情報の非開示という中小企業側の経営実態がある。金融機関側に一方的に対応を求めるのではなく、中小企業側も適時適切な企業情報の開示等の経営実態の改善に努力すべきであり、中小企業側のこうした取組みの中で貸し手借り手双方の信頼関係が構築されてゆき、個人保証を補完的なものと位置付ける考え方が醸成されていくのではないかと。

(委員)

個人保証の問題の根本には、法人と個人が一体となっており、法人・個人間の資金の移動が頻繁に行われているという中小企業側の経営実態がある。そのため、適時適切な企業情報の開示だけでは不十分であり、中小企業において法人と個人の完全な分離や財務基盤の強化が図られなければ、個人保証を補完的なものと位置付けるのは困難ではないかと。

(委員)

適時適切な企業情報の開示には停止条件付保証契約が有用だが、法人・個人間の資金の移動について当該保証契約でどう取り扱うかについては別途検討が必要である。

【個別論点②：個人保証を不要とする基準】

(事務局)

中小企業の財務指標に関する業界の平均値や地域の平均値等を参考に、個人保証を不要とする数値基準について、一定程度目線を合わせるべきとの考え方があるが、どのように考えるか。

(委員)

金融機関の与信審査においては、決算書は判断基準の一つであり、それ以外にも業界動向、経営者や従業員の資質、技術力、販売力、事業の展望等を総合的に勘案しているため、数値基準を一律に定めるのは非常に困難である。

(委員)

非財務面も踏まえて融資対応しており、財務内容や企業規模だけで目線を合わせるのには馴染まない。法人・個人一体で見なければ財務内容が与信審査を通らない融資先もあるため、法人の財務内容だけに着目する考え方はとらない。

(委員)

会社の経営が良くなれば金融機関側が競争して無保証の融資を申し出るのが自由主義経済の原則であり、数値基準の設定はそれに反する。

(委員)

数値基準は自由主義経済には馴染まないが、実体経済が必ずしも原則通りに動いていないのだとすれば、一定の拘束力を持った数値基準の代わりに、何らかの啓蒙的な考え方を示すべきではないか

(事務局)

一定の拘束力を持った数値基準の設定は考えていないが、融資において実際には競争原理がうまく働いていないのではないかという問題意識はある。また、中小企業側の財務内容の向上に関する努力目標の明確化という目的もある。

(委員)

貸し手と借り手は平等ではなく、行政指導がないと金融機関は個人保証を不要とはしない。

(委員)

零細企業からは、ほぼ100%個人保証を取っているが、中小企業向けの融資では、他の金融機関との競争の中で個人保証を外したケースが結構多い。

(委員)

数値基準の設定が逆に不適切な決算処理を助長するおそれがあるため、基準の運用に当たっては何らかの財務内容のチェックが必要。これは停止条件付保証契約についても同様。

(委員)

日本公庫のマル経融資（経営改善貸付）制度は、商工会議所、商工会等の経営指導員の関与により経営の透明性も図られるため事故率が低く、メンテナンスコストも低い。停止条件付保証契約等においても、こうした手法を参考にできないか。

(委員)

地域金融機関はリレーションシップバンキングを推進しており、数値目標による割り切り方は馴染まない。

【個別論点③：適切な保証金額等の設定】

(事務局)

個人保証が必要な場合であっても必要最低限の金額・内容とすべきであるため、現時点では個人保証が必要な場合であっても、まずは停止条件付保証契約を検討すべきとの考え方があるが、どのように考えるか。

また、無保証を許容できる先、停止条件付保証契約が必要な先、通常の保証契約が必要不可欠な先、それぞれの間の差異は何であると考えるか。

(委員)

無保証と停止条件付保証の相違点という点では、いずれの場合でも経営の安定性や企業と経営者の資産の分離、所得の適切な移転、保全等の諸条件を満たした上で、適時適切な財務情報の提供について要件を満たすか否かと整理できるのではないか。

(委員)

無保証先でも将来に亘ってリスクがあれば停止条件付保証契約で補完することもありえる。

また、相手の実情がよく分かっていないことから新規取引においては通常の保証が考えられるが、既往の取引実績を踏まえて、企業と経営者等との区分・分離が明確であることなどを貸し手が把握している場合は、停止条件付個人保証とすることも可能ではないか。

(委員)

無保証先と停止条件付保証先を区別する具体的なイメージが湧かない。

将来のリスクに備えて停止条件付保証契約を適用する場合も、将来のリスクをどのようにモニタリングしていくのか、当該契約において法人・個人間の資金移動をチェックすることは現実的には不可能ではないか、ということ。

(委員)

停止条件付保証契約においては、主債務者が期限の利益を喪失した時点でコベナンツへの抵触状況をチェックすればよいので、それまでの間のモニタリングコストについては考える必要はないのではないか。

(委員)

倒産に至った場合、金融機関以外の債権者も一斉に回収に走るため、債権者に過去に遡ってコベナンツ抵触の有無を確認する時間的・コスト的な余裕はないが、保証人が立証責任を負う解除条件付保証契約ならば対応は可能か

もしれない。

(委員)

倒産時ではなく事業再生の局面の場合は、過去の情報を洗い直す時間が確保できるのではないか。

(委員)

最終局面に至るまでの条件変更等の過程において保証を求めることになるため、最終局面に至った債務者の殆どは保証を提供している。停止条件付保証契約の場合も同様であるため、条件変更の際に保証の提供を忌避して倒産を選択する企業が増えるおそれがある。その意味において、解除条件付保証契約の方が有効なのではないか。

【個別論点④：保証債務の履行基準】

(事務局)

再チャレンジのインセンティブとして経営者に残すべき資産について、本研究会では、破産時の自由財産の額をベースとしつつ、プラスアルファの部分については様々な意見があったが、どのように考えるか。

(委員)

地域の実情に応じた様々な設定があってよいのではないか。

(委員)

最終局面において、経営者は極力資産を残したいと考えるのが自然であり、極力回収を図りたい金融機関との調整を円滑化する上で、ガイドライン等の仕組みは重要である。

(委員)

任意の私的整理において、破産時以上に保証履行請求を受けることはない。また、自由財産の拡張的な考え方を援用して自由財産を上乗せするという議論もあり得る。他方、早期の再生着手を促すインセンティブとして財産を残す考え方もある。

(委員)

経営者が続投して事業を再生する場合、最低限の生活基盤を確保し、事業再生に集中させるべき。

(委員)

インセンティブの付与については、債権者側に経営者にインセンティブを与えてでも、早期の事業再生を促す経済合理性があるかどうかには尽きるため、経営者側だけ見て決めるのは適当ではない。

(委員)

窮境に陥った原因への帰責性も重要である。また、金融機関が善管注意義務違

反とならないことや、無税償却が可能となることなどへの考慮も必要である。

(法務省)

経営者に残すべき資産の額を検討するのであれば、「再チャレンジのインセンティブ」としてではなく、「早期事業再生へのインセンティブ」として議論の方が整理しやすいのではないか。破産時の自由財産の考え方をベースとするのであれば、なおのことそのように思われる。

(委員)

事業再生時のリストラを考えれば、従業員の保護とのバランスを勘案し、早期の事業再生に着手したことをもって経営者を過度に保護すべきではない。

【総括】

(座長)

個人保証は大変重い問題であり、議論の度に内容が深まって来ていることから、更なる検討が必要である。

(事務局)

融資のリスクを極力抑えたいとする金融機関の考え方は十分理解できるが、我が国の金融・経済を取り巻く環境が著しく変化し、日本経済の活力を取り戻さなければならないという課題に直面する中で、個人保証を取ることは当然という考え方は見直す必要があるのではないか。

<次回研究会について>

日程については、別途調整する。

以上